

広瀬地区防災計画



令和5年9月作成
広瀬地区防災会

目次

はじめに

1 地区の概要

(1) 地区の範囲及び人口世帯数	1
(2) 地震・津波	2
(3) 風水害	23
(4) 土砂災害	26

2 防災活動

(1) 広瀬地区防災会規約	28
(2) 平常時における防災活動	30
(3) 中長期的な活動予定	31
(4) 防災研修会の実施状況	32
(5) 防災訓練の実施状況	33
(6) その他の実施状況	34
(7) 災害時における防災活動	35

3 資料編

(1) 災害時の情報入手先	36
(2) 広瀬地区防災士資格取得数（補助金利用）	37
(3) 広瀬地区防災資機材リスト	37
(4) 避難行動の考え方	38

はじめに

和歌山市に影響をおよぼす災害として、南海トラフによる海溝型地震や中央構造線による内陸直下型地震、台風や集中豪雨による風水害等が想定される。

広瀬地区は、南海トラフ地震や紀の川の氾濫など大規模災害が発生した際、地区の東側で津波や風水害の被害が想定されている。

本計画では地域の実情に即したものとするため、具体的な情報を盛り込むことで、万一の場合に対応できるように安全に避難する計画を策定するものである。

1 地区の概要

(1) 地区の範囲及び人口世帯数

①地区の範囲

芦辺丁、岡山丁、屋形町1～5丁目、元町奉行丁1～2丁目、広瀬中ノ丁1～2丁目、広瀬通丁1～3丁目、雑賀道、三木町台所町、三木町中ノ丁、三木町南ノ丁、三木町堀詰、山陰丁、西紺屋町1～2丁目、船場町、鷹匠町1～6丁目(5～6丁目の一部)、谷町、島崎町1～4丁目、東紺屋町、南細工町、南片原1～2丁目、片岡町1～2丁目、弁財天丁、北細工町、雄松町1～4丁目の一部、和歌町、藪ノ丁

②地区内の人口世帯数

・人口：4,801人 ・世帯数：2,450世帯
(令和5年4月1日現在の国勢調査基準人口世帯数)

(2) 地震・津波

① 防災マップ 津波

地区東部の和歌川付近で浸水する想定である。

防災マップ° 地震・津波編

吹上・大新・広瀬・芦原・砂山・今福を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/036/436/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/jishin/12_jishin_map.pdf

図1 広瀬地区防災マップ（津波）

②和歌山市地区津波避難計画

第1節 地域状況の把握

第1 津波浸水想定区域

当該地区の津波浸水想定区域は、和歌山県が公表した、「南海トラフ巨大地震」の津波浸水想定結果による。

その結果、図2に示すとおり、河川付近で浸水する想定となった。

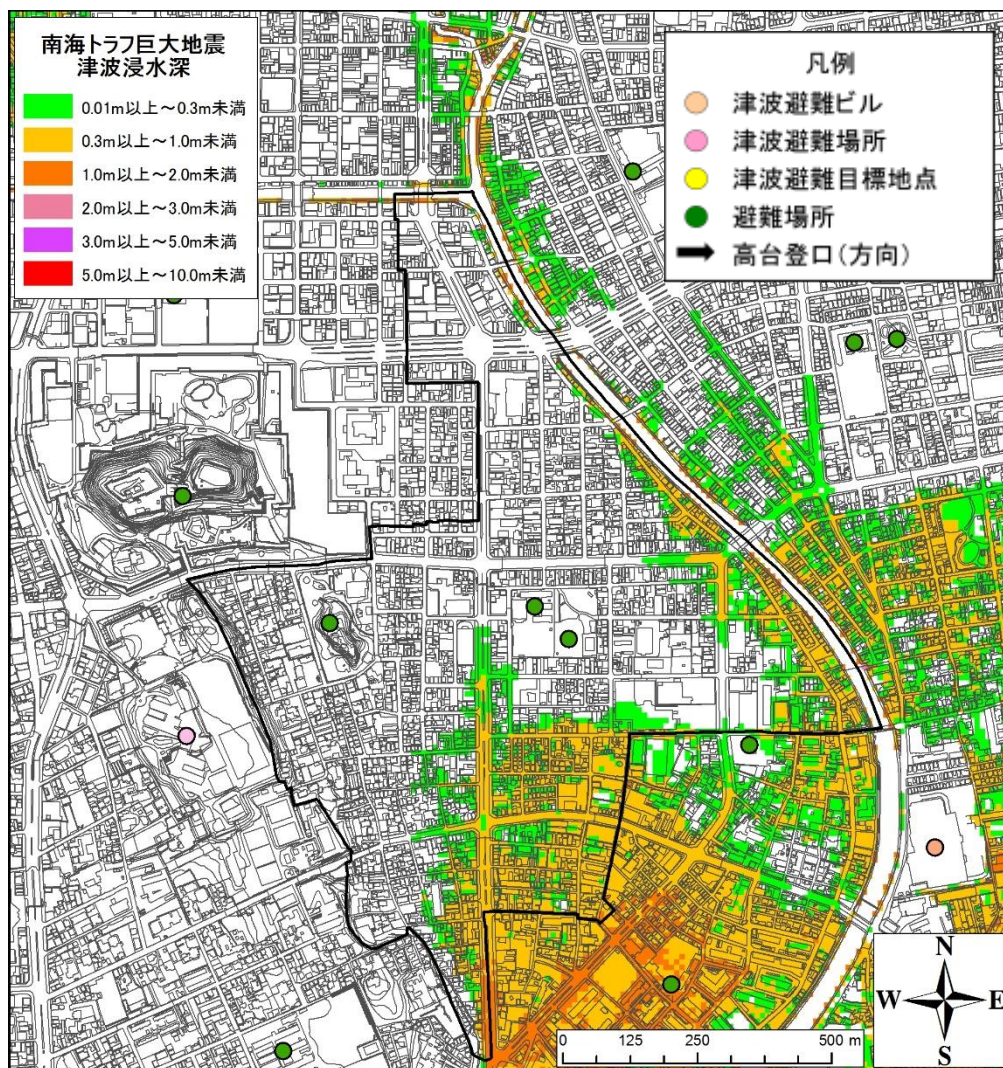


図2 津波浸水想定区域図

第2 避難対象地域

雄松町1～4丁目、雑賀道、島崎町1～4丁目、船場町、鷹匠町1～6丁目、谷町、西紺屋町2丁目、東紺屋町、広瀬通丁2・3丁目、広瀬中ノ丁1・2丁目、三木町中ノ丁、三木町堀詰、三木町南ノ丁、南片原1・2丁目、元町奉行丁1・2丁目、屋形町1・4・5丁目、和歌町を避難対象地域として設定する。避難対象人口は約3,500人である。

第3 津波到達時間

地区における津波到達時間は、最短64分で浸水が開始する結果となっている。

第4 被害想定

和歌山県が平成26年に公表した被害想定結果をもとに、当該地区の地震・津波による被害の結果を表1に示す。

表1 被害想定調査結果(冬夕方18時風速8m/秒・早期避難しない)

全壊	死者	重傷者	軽傷者
約800棟	約92人	約100人	約280人

第2節 避難に必要な情報の確認

第1 避難体制の構築

1cmの津波が到達するまでの間に、安全な場所に避難するための検討を行う。

第2 避難開始時間、避難歩行速度の設定

地震発生から5分後に避難を開始し、避難行動要支援者の避難や家屋倒壊、道路閉塞等を考慮し、避難歩行速度は毎分30mを基本とする。

また、可能な限り、より標高が高く、より離れた安全な場所をめざすことが重要であることから、より迅速に避難した場合（避難歩行速度：毎分60m）の検証も行う。

【避難可能時間】

64分（1cm津波到達時間）－5分＝59分

【避難可能距離】

- ・幅員3m以上の避難路が整備されている緊急避難場所：

59分（避難可能時間）×60（秒換算）×0.5m/s＝1,770m

- ・幅員3m以上の避難路が整備されていない緊急避難場所：

59分（避難可能時間）×60（秒換算）×0.35m/s＝1,239m

- ・より迅速に避難した場合：

59分（避難可能時間）×60（秒換算）×1.0m/s＝3,540m

第3 緊急避難場所、避難経路の設定

津波からの避難は、できるだけ安全な場所（避難先安全レベル2以上）に避難することが基本である。しかし、避難する時間がないなどの緊急時のみ、十分な高さが確保されている場所（避難先安全レベル1）に避難することもある。

周辺の緊急避難場所を表2（P.6）に、避難経路や避難方向を図4（P.6）に示す。

平成25年3月公表の津波浸水想定を踏まえた和歌山県の緊急避難先の安全レベルの考え方にに基づき、どこの緊急避難場所がより安全であるかをわかりやすく表現するため、各避難先に安全レベルを設定している。

安全レベルの説明図を、右ページ図3に示す。

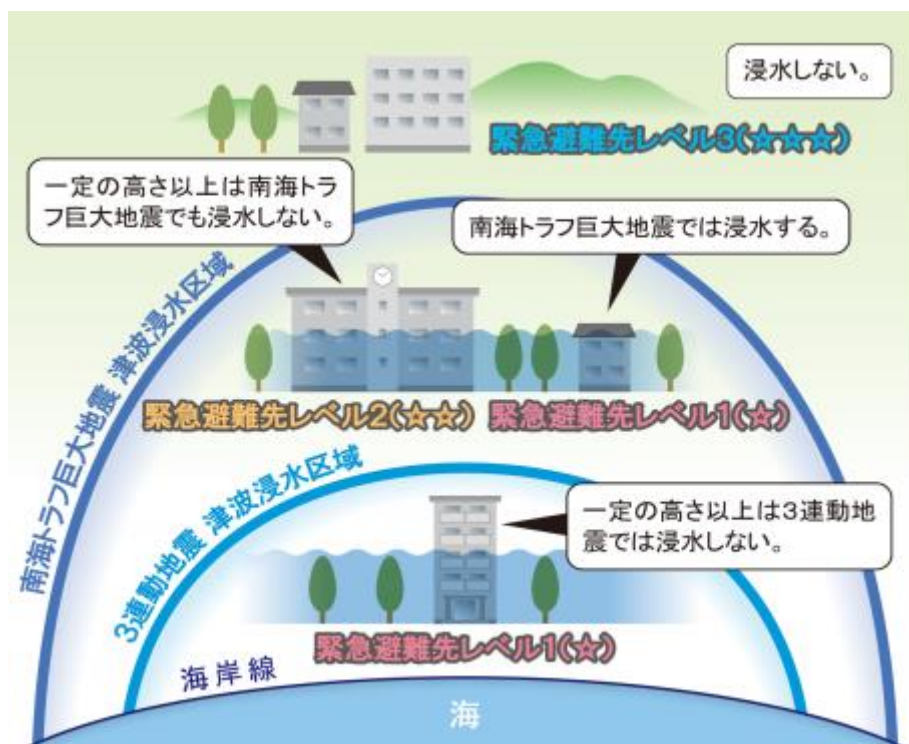


図 3 津波避難先安全レベル説明図

表 2 避難先安全レベル 2 以上の緊急避難場所一覧

避難先 安全レベル	名称	住所	避難可能場所
☆☆☆(3)	岡公園	岡山丁 3	敷地内
	岡東公園	広瀬中ノ丁 1 丁目 16	敷地内
	広瀬小学校	広瀬中ノ丁 1 丁目 5	敷地内
☆☆(2)	中央コミュニティセンター	三沢町 1 丁目 2 番地	3 階以上

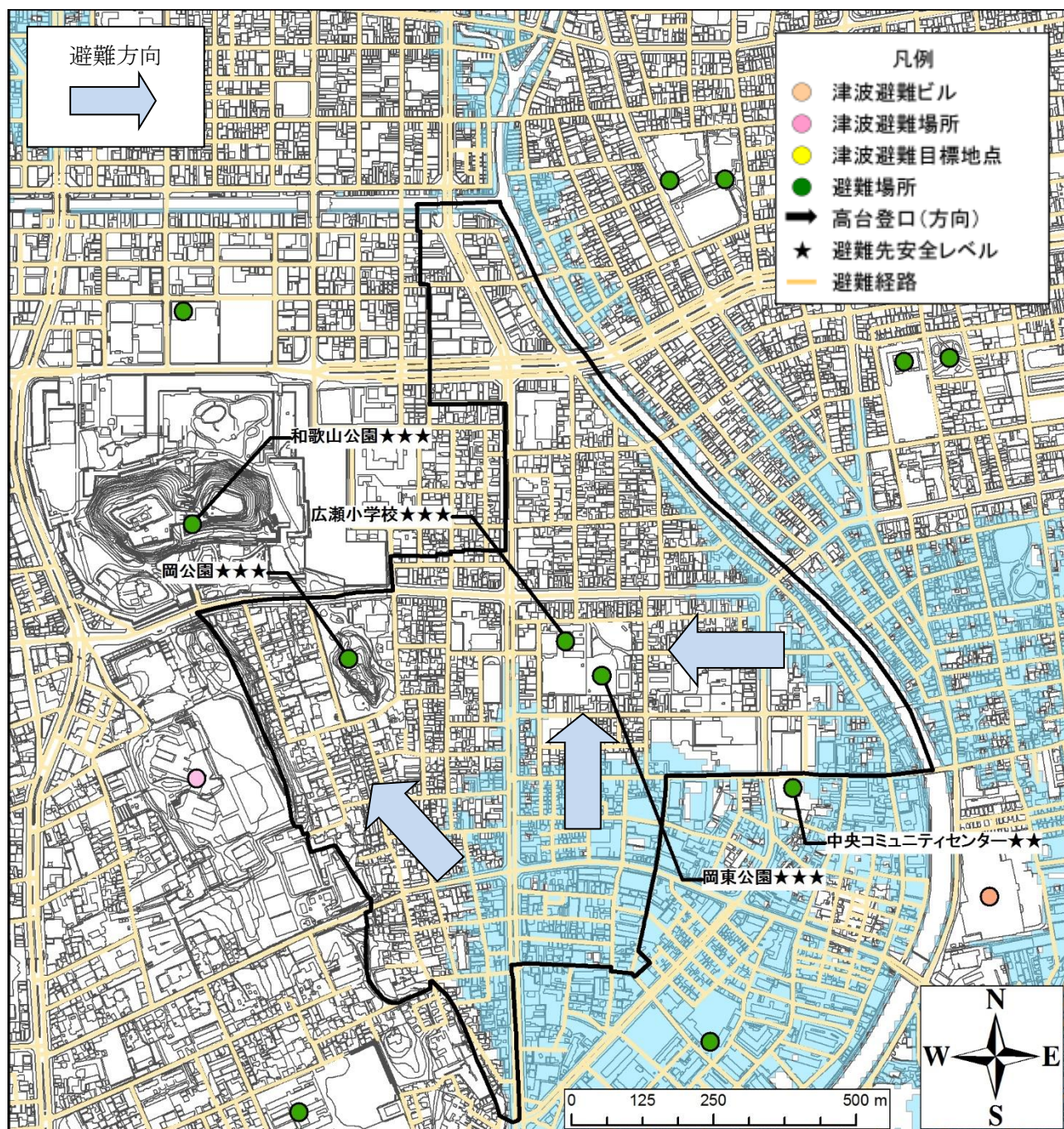


図 4 避難経路図

第3節 迅速な避難の徹底

第1 地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合の避難可能な範囲の検証

緊急避難場所に、地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合に、津波が到達するまでの避難可能範囲を図5に示す。

その結果、地震発生後、すぐ避難した場合、地区全域で避難先安全レベル2以上の緊急避難場所に逃げ切れることが確認された。

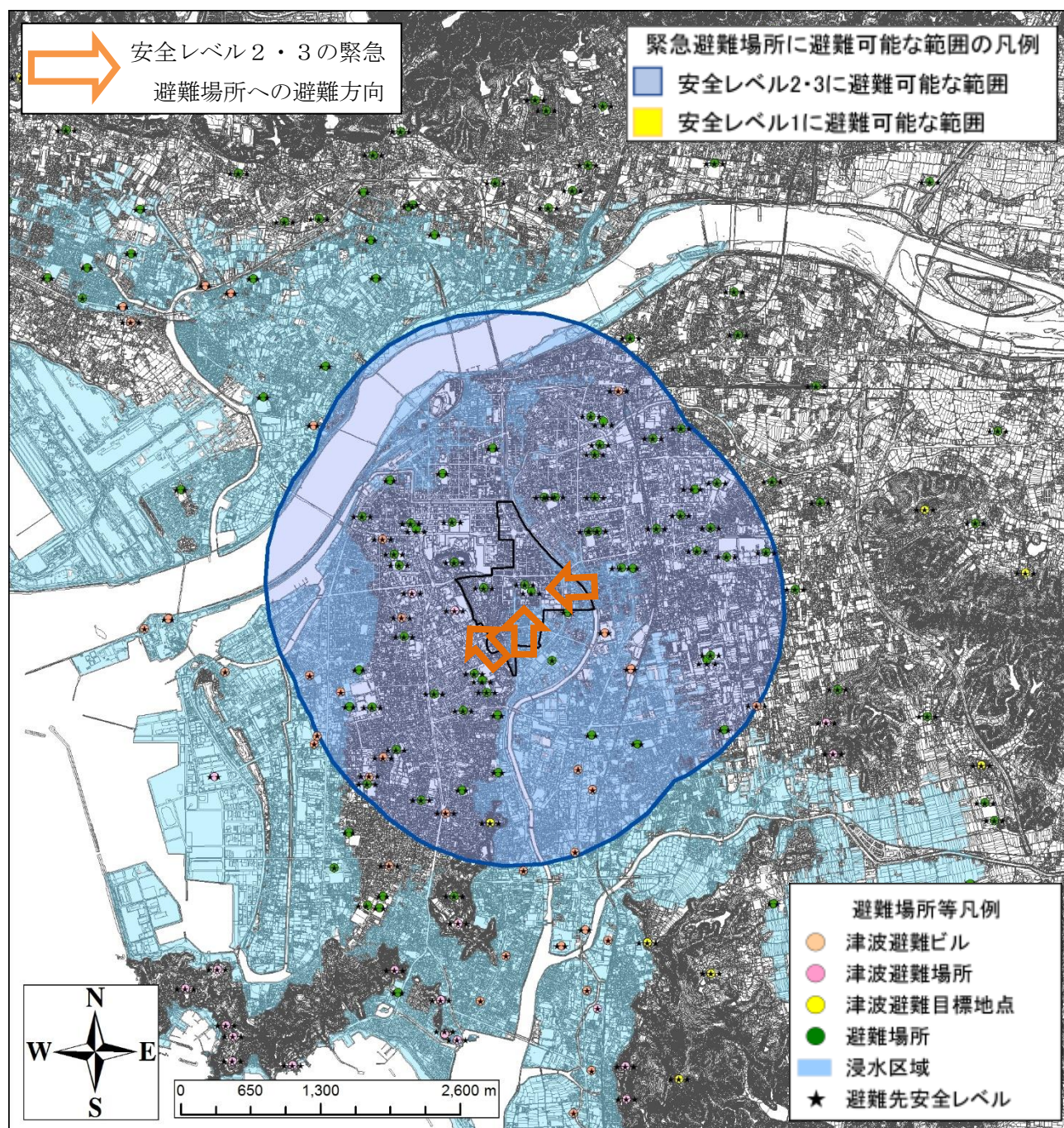


図5 地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合の避難可能範囲

第2 地震発生から5分後に、毎分60mで避難した場合の避難可能な範囲の検証

緊急避難場所に、地震発生から5分後に、より迅速に避難した場合（毎分60m）の津波が到達するまでの避難可能範囲を図6に示す。

その結果、図5（P.7）と比較して、避難可能範囲が拡大し、より安全な緊急避難場所への避難が可能であることが確認できた。

可能な限り、より標高が高く、浸水想定区域からより離れた安全な場所を目指すことが重要である。

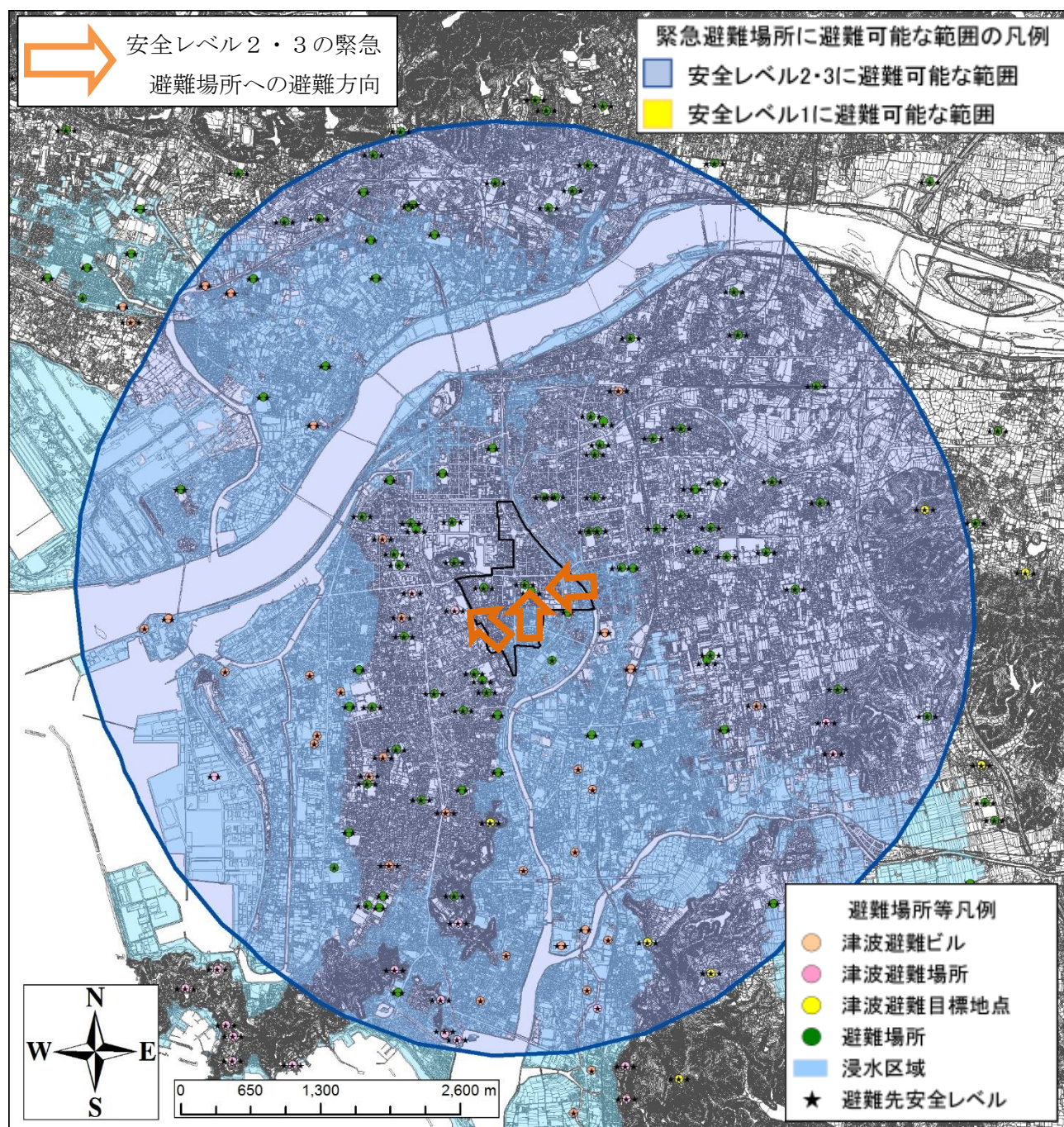


図6 地震発生から5分後に、より迅速に避難した場合（毎分60m）の避難可能範囲

第3 地域の事情を踏まえた避難方法

これまでの検証を踏まえ、地区住民でワークショップを行い、避難経路や避難場所候補の検討を行った。地域の事情を踏まえた詳細な結果は、「検討結果図」に示した。

検討結果図

地域の近隣住民で、避難場所や地区の課題などに関して、ワークショップを実施したことなどを踏まえ、以下の6つのグループにとりまとめた。

これらの地域の実情を踏まえた内容を参考にしながら、避難を行うことが重要である。

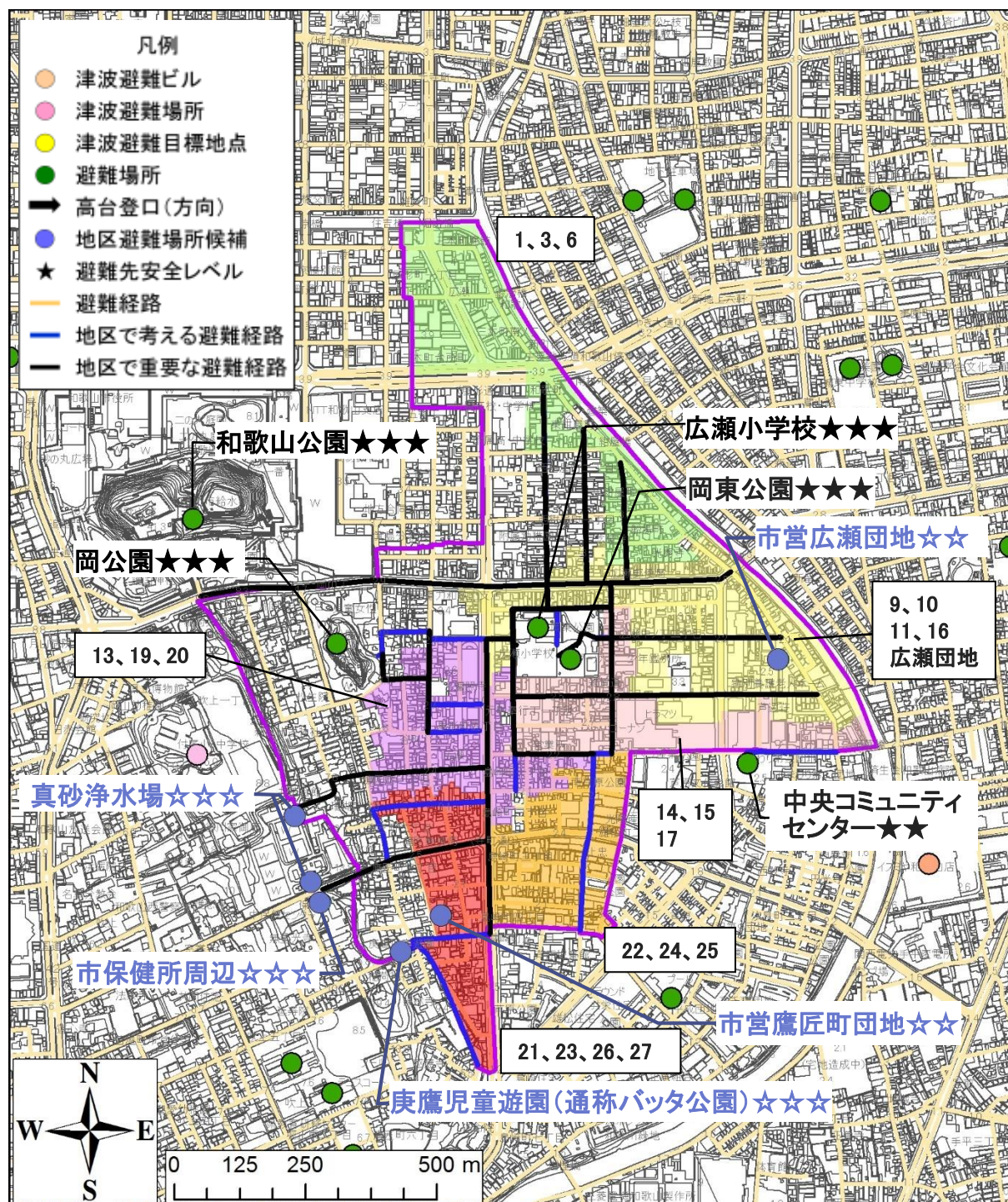


図 7 広瀬地区グループ分け図

➤ 第1、3、6区

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
第1区	自宅（浸水区域の人は一時、外へ）	230人
第3区	広瀬小学校	60人
第6区		300人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・広瀬小学校のブロック壁の倒壊のおそれがある。

【MEMO】

3. 検討結果図

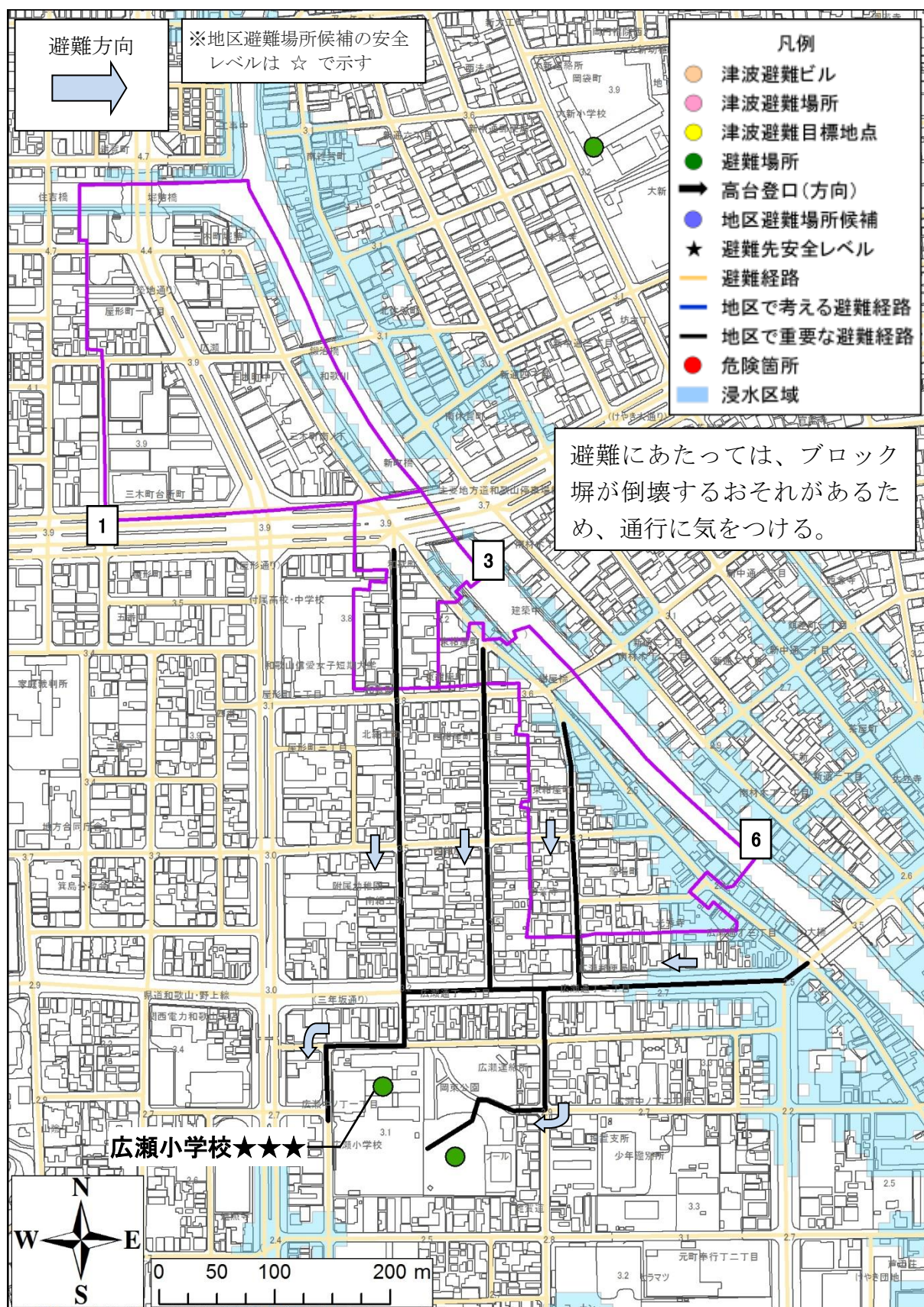


図 8 第1、3、6区検討結果図

➤ 第9～11、16区、広瀬団地

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
第6区	岡東公園 広瀬小学校 和歌山公園	160人
第10区		130人
第11区		320人
第16区		300人
広瀬団地	市営広瀬団地（建物の上階に避難）	130人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・大きな交差点の横断時、交通事故のおそれがある。
- ・地域の一部では、狭い道路があり、古い家屋の倒壊のおそれがある。

【MEMO】

3. 検討結果図

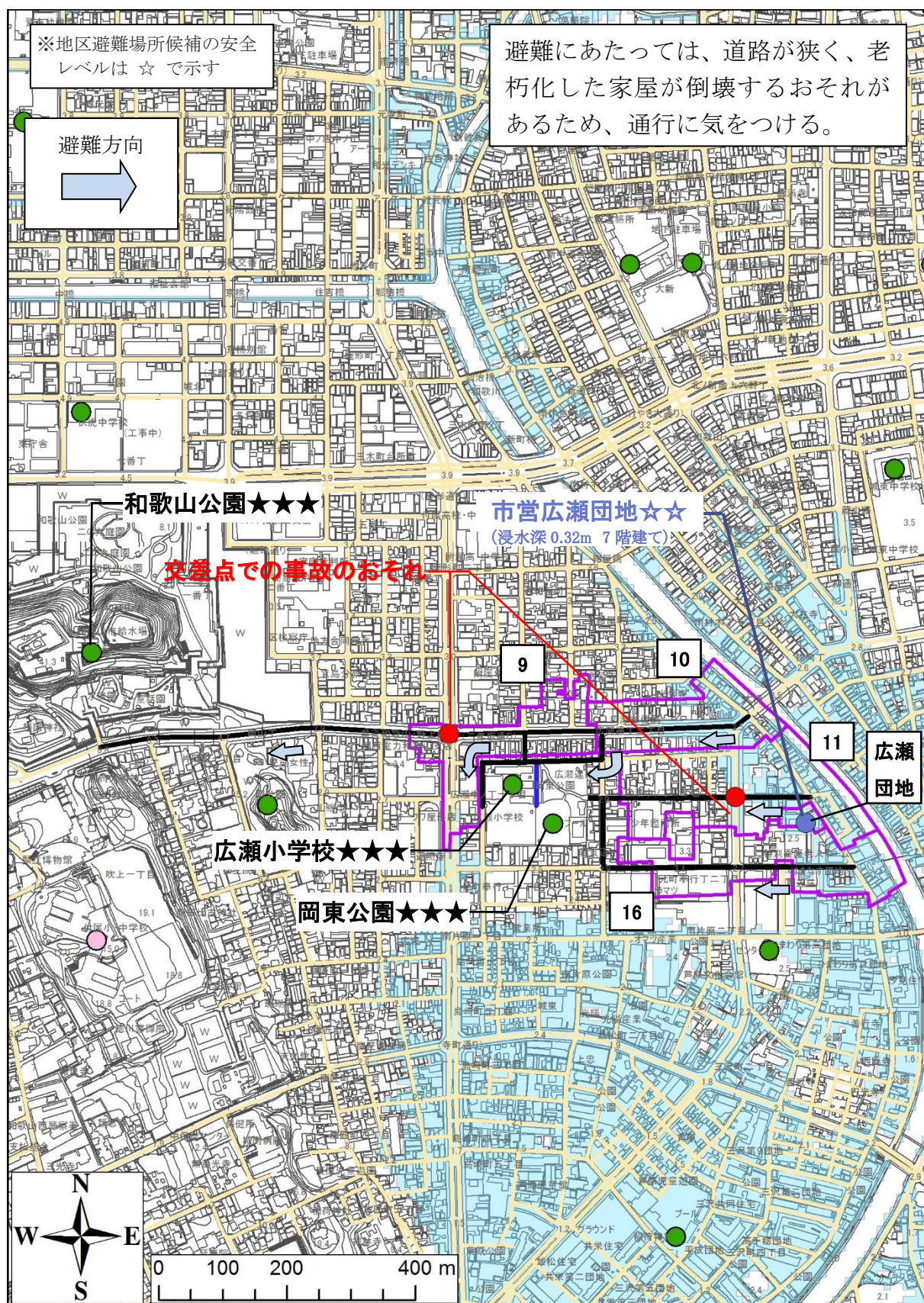


図 9 第 9～11、16 区、広瀬団地検討結果図

➤ 第14、15、17区

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
第14区	広瀬小学校	110人
第15区	広瀬小学校	210人
第17区	広瀬小学校	70人
	中央コミュニティセンター	70人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

【MEMO】

➤ 3. 検討結果図

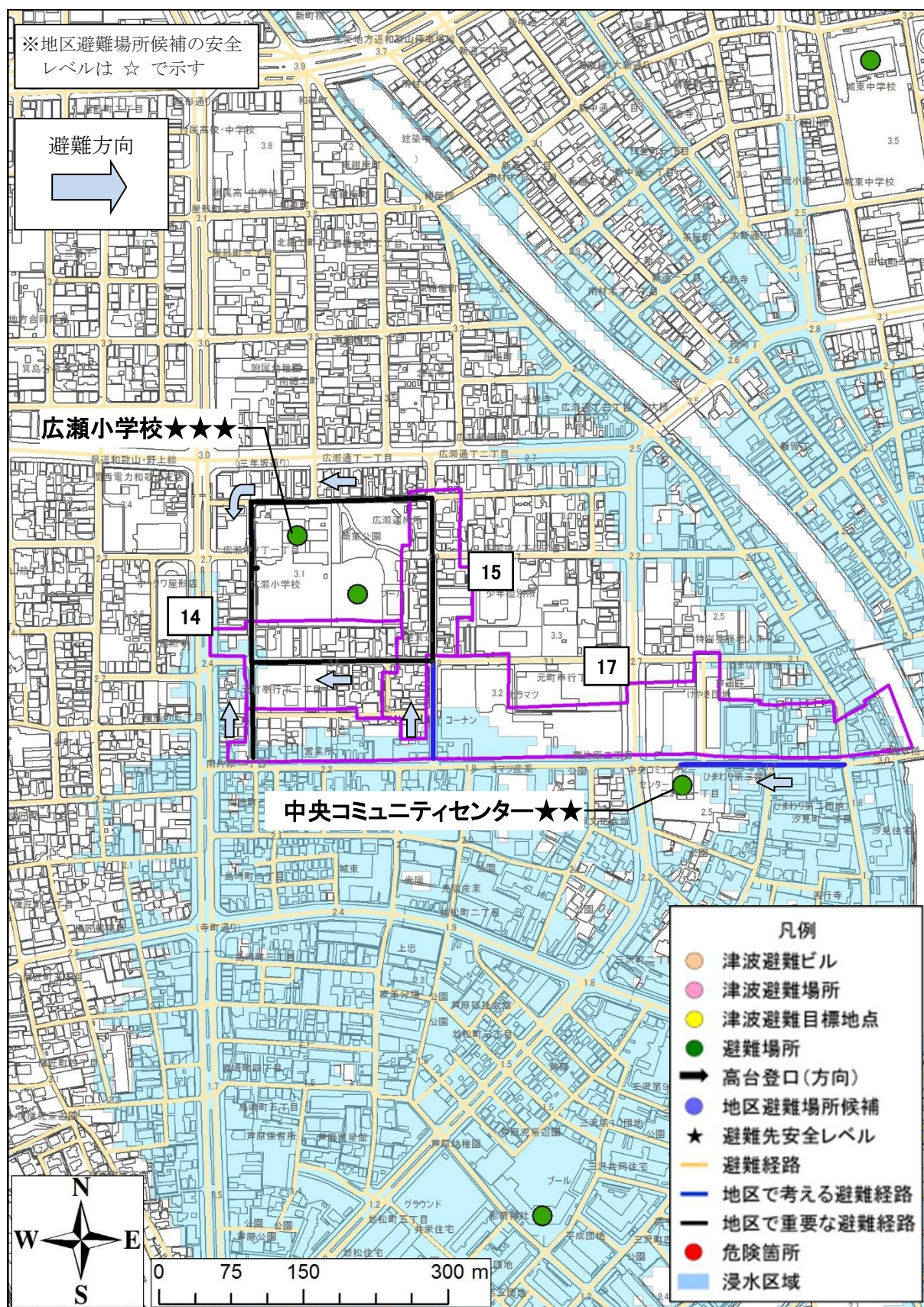


図 10 第 14、15、17 区検討結果図

➤ 第13、19、20区

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
第13区	岡公園	240人
	広瀬小学校	30人
第19区	真砂浄水場	170人
第20区	広瀬小学校	220人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・広瀬小学校のブロック壁が倒壊のおそれがある。

【MEMO】

3. 検討結果図

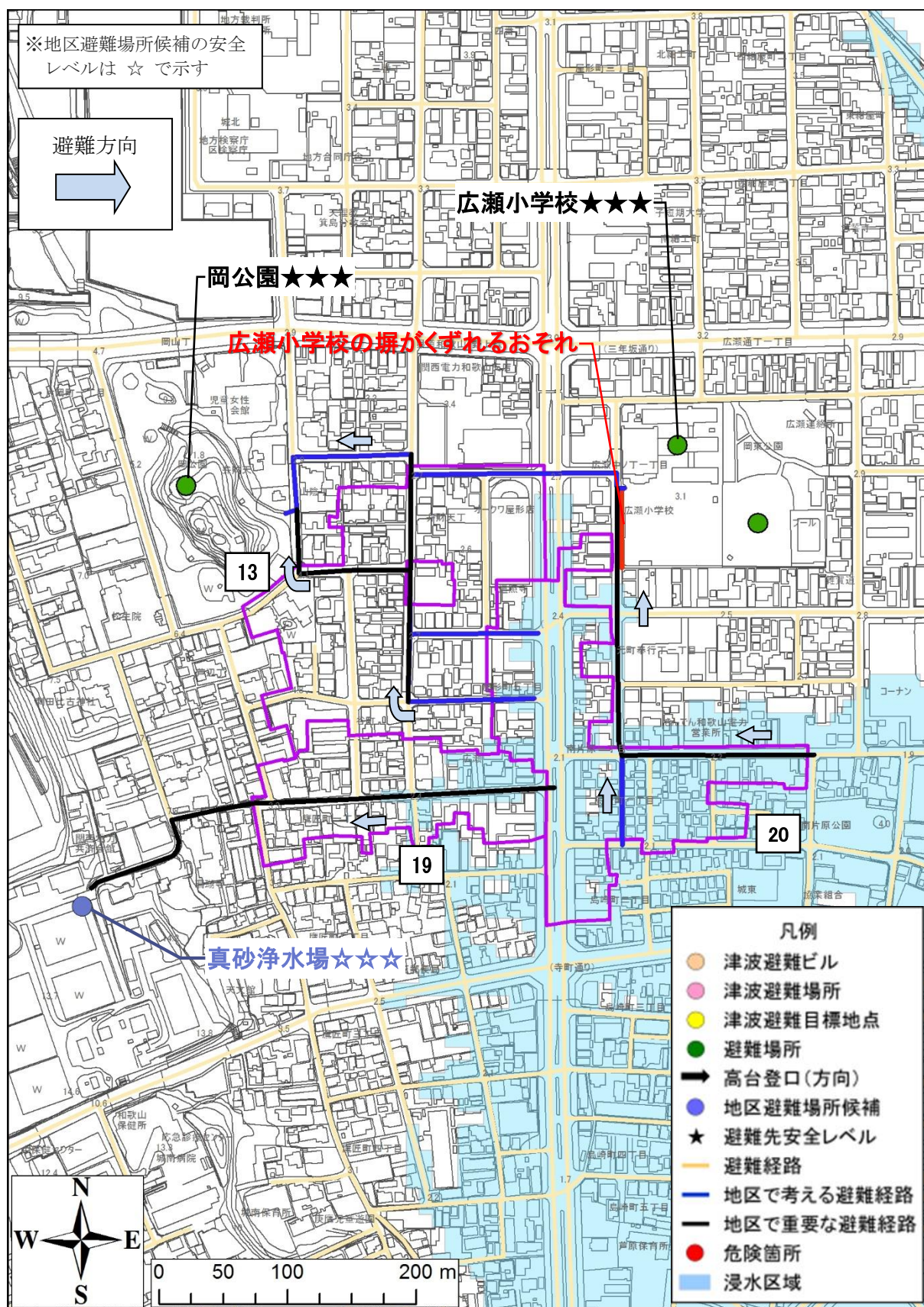


図 11 第 13、19、20 区検討結果図

➤ 第 21、23、26、27 区

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
第 21 区	真砂浄水場、市保健所周辺	240 人
第 23 区		230 人
第 26 区	庚鷹児童遊園（通称バッタ公園）	170 人
第 27 区	市営鷹匠町団地（建物の上階に避難）	100 人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・道路は狭く、車の交通量も多い。

【MEMO】

3. 検討結果図

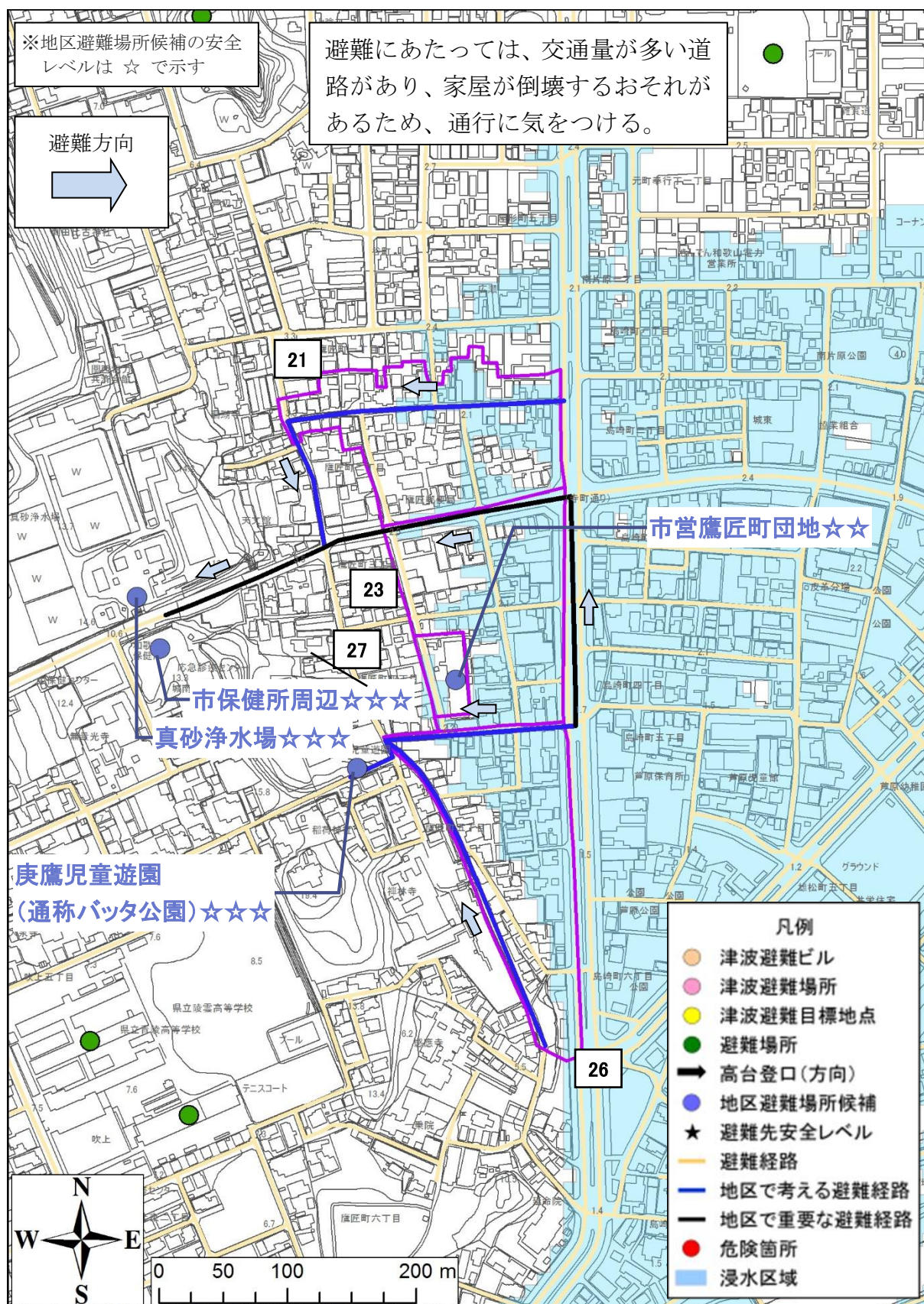


図 12 第 21、23、26、27 区検討結果図

➤ 第 22、24、25 区

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
第 22 区	広瀬小学校	100 人
第 24 区		200 人
第 25 区		310 人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

【MEMO】

4. 検討結果図

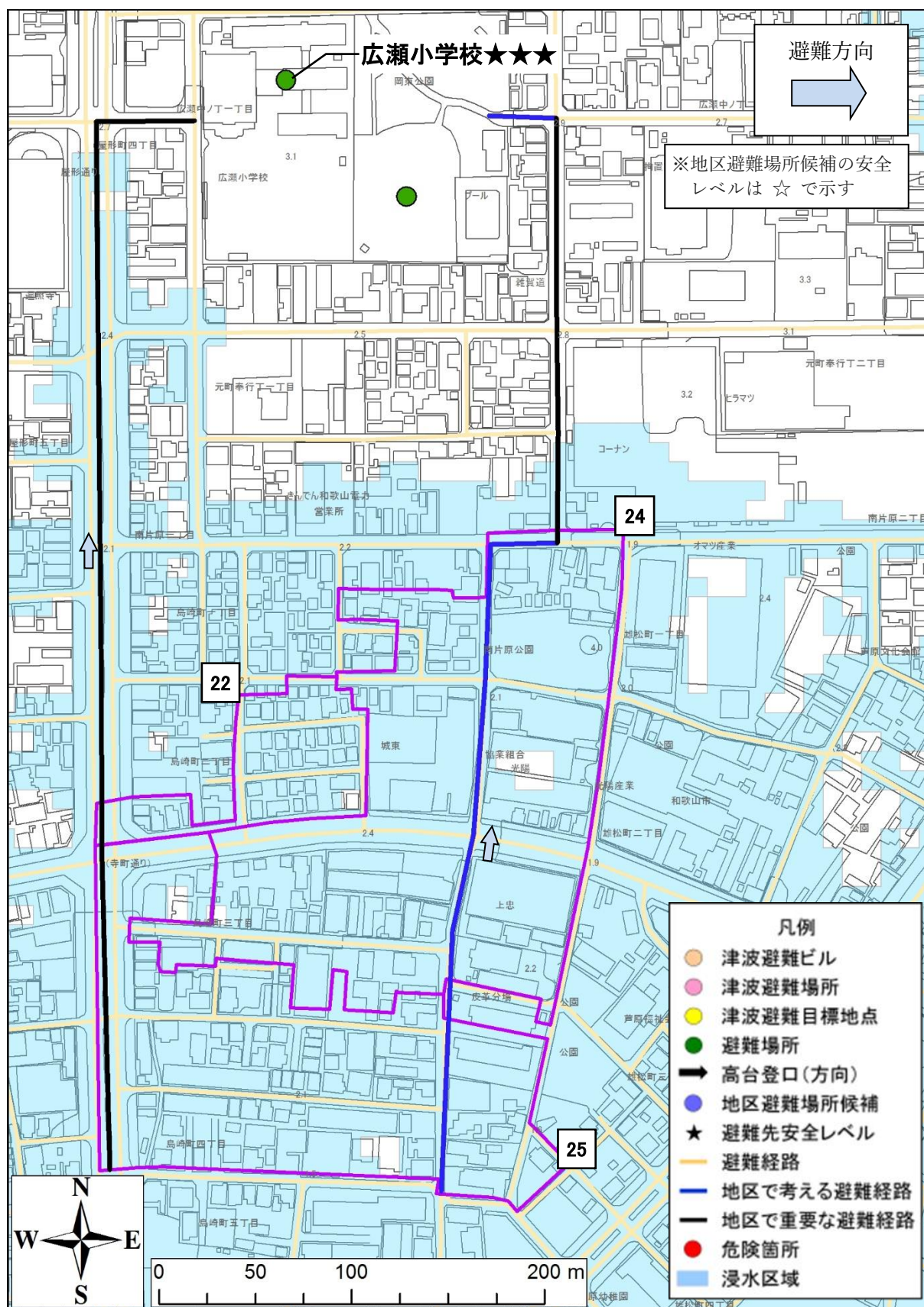
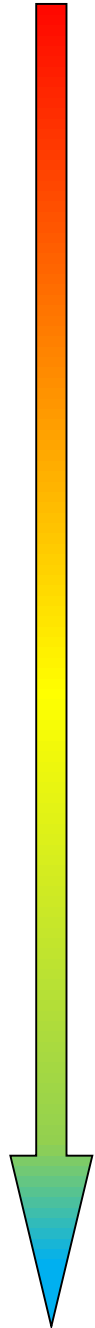


図 13 第 22、24、25 区検討結果図

③広瀬地区タイムライン（地震編）

※震度 6 弱以上を想定



	経過時間	一般的な出来事	住民	広瀬地区防災会
初動対応	発災直後	地震発生 建物倒壊、出火が始まる 停電、断水、ガスが止まる	安全確保	安全確保
	1時間まで	避難所開設 救命救急活動 火災が拡大 二次災害の呼びかけ	一時避難	地区防災本部設置 情報収集 安否確認 要配慮者支援
応急対応	6時間まで	被害の中心地や範囲が判明	安全な場所へ避難する	避難所開設支援
	1日まで	物資の配布 自衛隊が到着	避難所を運営する	避難所運営体制の構築 備蓄の配付
	3日まで	広域火災が鎮火、 停電解消 ボランティア支援開始 生き埋めなどの生存低下		在宅避難者の把握
復旧期	2週間まで	行方不明者の捜索完了 仮設住宅の建設 水道やガスの復旧		
復興期	1か月後	罹災証明発行 仮設住宅入居開始		

(3) 風水害

① 防災マップ 風水害編

地区西部を除いた全域が浸水する想定である。（点線は主要道路）

防災マップ 風水害編

吹上・大新・広瀬・芦原・砂山・今福を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/049/769/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/fusuigai/12_fusuigai_map.pdf

図14 広瀬地区防災マップ（風水害）

②広瀬地区タイムライン（水害版）

警戒レベル		気象庁が発表		行 政	住 民	広瀬地区防災会
	5	大雨特別警報 氾濫発生情報		緊急安全確保	命の危険が迫っているため、今いる場所よりも安全な場所へ直ちに避難する	
	4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報		避難指示	全員近くの避難所や自宅の安全な場所へ避難開始	支部や避難所と連携し、必要な支援を行う
	3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報		高齢者等避難	要配慮者とその支援者は近くの避難所や自宅の安全な場所へ避難開始	
	2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報			テレビやラジオ等で気象情報に注意する	インターネット等で情報を収集する
	1	早期注意情報				テレビやラジオ等で気象情報に注意する

③避難行動判断フロー図

大雨時の避難行動判断フロー図

Evacuation Flow Chart for Heavy Rainfall

暴雨时避难行动判断流程图 호우 시 피난 행동 판단 흐름도



大雨に備え、下記のフロー図を参考に、あなたの避難行動を考えておきましょう。
自宅周辺の危険な箇所等を確認してください。

スタート

ステップ1

自宅周辺には色がついている？

いいえ

- 想定によると避難する必要はありませんが、日頃の準備は必要です。
- 建物等に不安がある場合は、避難することの一つの手段です。

ステップ2

はい

自宅の階数は？



4階
以上



3階



2階



1階

自宅周辺の色は？

5~10m 3~5m 0.5~3m 0.5m未満

5~10m

3~5m 0.5~3m 0.5m未満

5~10m 3~5m

0.5~3m 0.5m未満

5~10m 3~5m 0.5~3m

0.5m未満

ステップ3

避難行動

自宅の安全な場所に待機

避難が必要！！

自宅の安全な場所に待機

避難が必要！！

自宅の安全な場所に待機

避難が必要！！

自宅の安全な場所に待機



家屋流出のおそれのある区域内に
自宅がある？

はい

避難が必要！！



土砂災害(特別)警戒区域内に自宅がある？

はい

避難が必要！！

(4) 土砂災害

土砂災害ハザードマップ

地区西部に警戒区域及び特別警戒区域がある。



図15 広瀬地区土砂災害ハザードマップ

あなたのとるべき行動は！

Actions you should take

你应当采取的行动! 당신이 취해야 할 행동은!

情報収集



警報発令

避難準備



避難開始



土砂災害の種類

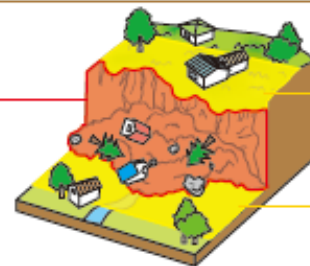


Types of landslide disasters 泥沙災害의 종류 토사 재해의 종류

大雨や台風、地震が起きたときには、地盤がゆるみ、がけ崩れや土石流、地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性があります。

がけ崩れ
(急傾斜地の崩壊)

土砂災害特別警戒区域

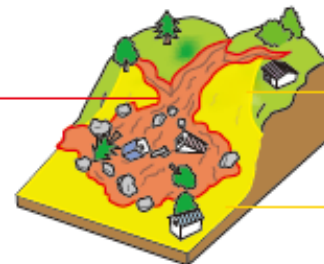


土砂災害警戒区域

地面にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。

土石流

土砂災害特別警戒区域



土砂災害警戒区域

長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。

地すべり

土砂災害特別警戒区域



土砂災害警戒区域

大雨や長雨等により雨水が地面にしみ込み、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動きだすものをいいます。

図16 とるべき行動と土砂災害の種類

2 防災活動

(1) 広瀬地区防災会会則

(名称)

第1条 この自主防災組織の名称は、広瀬地区防災会（以下「防災会」と略す。）と称する。

(目的)

第2条 防災会は、災害対策基本法及び和歌山市地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（地震その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(構成及び組織)

第3条 防災会は、地区で組織されている防火委員会及び関係各種団体に所属する者をもって構成する。

2 防災会に総括部、広報部、避難誘導部、防火部、給食給水部及び救出・救護部を置く。

(事業)

第4条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、応急手当及び避難誘導に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 防災資機材の備蓄に関すること。

(役員)

第5条 防災会には、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 4名

顧 問 2名

部 長 6名

なお、連合自治会の各単位の自治会長は、この会の委員となる。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

(役員の任務)

第7条 会長は、防災会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その任務を行う。

3 部長は、担当部の任務遂行及び処理を行う。

(会議)

第8条 防災会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、年1回開催する。

3 総会及び役員会は、会長が必要と認めたとき、召集する。

4 役員会は、構成員2分の1以上が出席（委任状を含む。）しなければ開くことはできない。

5 会長は会議の長となり、議事を進行する。

6 会長の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第9条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消化、救出・救護、避難誘導及び炊き出しに関すること。

(5) その他必要とする事項。

(雑則)

第10条 この規約で定めない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員に諮り定める。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から実施する。

(2) 平常時における防災活動

項 目	具体的内容
防災訓練	避難所までの避難訓練や避難所受付訓練などを実施する。
防災講座	和歌山市職員出前講座で「和歌山市の災害と防災対策」及び「マイタイムラインを作ろう～風水害に備えて～」を受講する。
防火、 救出・救護の 慣熟	消防署が行う「防火・防災の集い」などを通じて、消火器の取扱いやAEDの取扱いを習熟する。
災害への備え	・行政と連携し、住宅の耐震化・家具の固定や配置の重要性を周知するとともに、個人宅での備蓄を推奨する。 ・避難先や避難経路について家族と話し合う重要性を周知する。
安全点検	・地区内の危険箇所を確認するために、まち歩きを実施する。 ・防災資機材の定期点検を行う。
要配慮者 支援体制の 整備	地区居住者と要配慮者が顔の見える関係を形成し、災害発生時に迅速に避難できるように、必要に応じて防災訓練の内容を考える。

(3) 中長期的な活動予定

課 題	内 容
担い手の育成	和歌山県主催の防災士育成研修（紀の国防災人づくり塾）へ参加する。
災害時協力 井戸の普及	災害時に水道が機能しなくなった場合に備え、生活用水を確保するために、協力井戸の周知・登録を呼びかける。
地区内 各種団体との 協力・連携	消防団や連絡所と災害時の役割を決めておく。

(4) 防災研修会の実施状況

項 目	具体的内容	実施時期
防災研修会	【中止】和歌山市職員出前講座（防災講座）	平成30年 9月9日 (日)

(5) 防災訓練の実施状況

項 目	具体的内容	実施時期
防災訓練	【中止】マンホールトイレ組立訓練	平成30年 9月9日 (日)
	・マンホールトイレ上部設置訓練 ・リヤカーで負傷者を運搬する救助訓練	令和2年 3月7日 (日)

(6) その他の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
地区防災計画 の見直し	一年間の防災活動の振り返りを行い、本計画の見直しを行う。	毎年の 総会時

(7) 災害時における防災活動

活動名	活動内容
応急対策の指揮	会長（副会長）は、各部長を招集し、応急対策の指揮を執る。
全体調整	総括部は、防災会の全体調整を行う。
情報収集・伝達	・広報部は、地区の被害状況を把握する。 ・避難誘導部は、災害が発生または危険が予想される場合、住民に対して避難するように呼び掛ける。
現場活動	・防火部は、地区で発生した火災の初期消火を行う。 ・救出・救護部は、被災者の救出・救護を行う。
避難誘導	避難誘導部は、避難者の避難誘導を行う。
要配慮者の支援	避難誘導部は、要配慮者の安否確認及び避難支援を行う。
避難所の運営	広瀬小学校の避難所運営を行う。 ・給食給水部は、炊き出しを行う。 ・避難所にいるすべての部が、女性の避難者や要配慮者などへの声掛けを行う。

3 資料編

(1) 災害時の情報入手先

内容	QRコード等
防災情報電話案内サービス 防災行政無線の放送内容を聞くことができる。	0120-077-199
和歌山市防災情報メール 防災行政無線の放送内容をメールで確認することができる。	
和歌山市ホームページ	
和歌山地方気象台ホームページ	
関西電力停電情報	

(2) 広瀬地区内防災士資格取得数（補助金使用）

3人

(3) 広瀬地区防災資機材リスト

物 品	数 量	保管（設置）場所
倉庫		広瀬地区会館
リヤカー	2	広瀬地区防災倉庫
一輪車	2	
カケヤ	1	
両口ハンマー	1	
ブリキバケツ	3	
担架	2	
ブルーシート	10	
マンホールトイレ	1	
メガホン	20	
のこぎり	5	
八角かなてこ	5	
平バール	5	
ヘルメット	10	
バルトクリッパー	1	
ショベル	5	

(4) 避難行動の考え方



出典：「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」（内閣府）
https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/